

自転車の通行等に関するルールが改正されました。

平成20年6月19日
までに施行されます。

① 普通自転車の歩道通行に関する規定

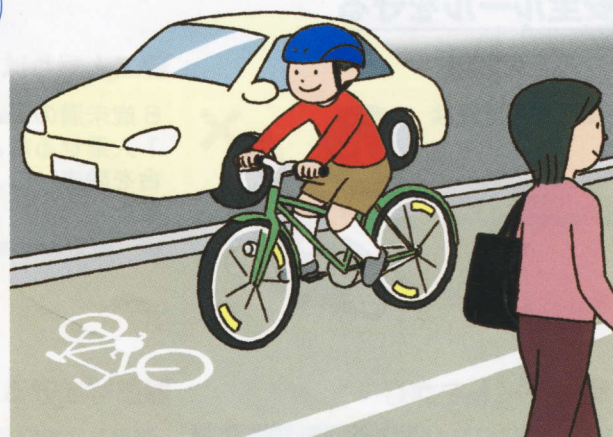
○歩道通行ができるのは、

- ①道路標識等で指定された場合
- ②運転者が児童、幼児等の場合
- ③車道又は交通の状況からみてやむを得ない場合

※ただし、警察官や交通巡視員が、歩行者の安全を確保するために必要であると認めて指示したときは、歩道を自転車に乗って通行してはいけません。

○歩行者も

「普通自転車通行指定部分」をできるだけ避けて通行する努力義務



改正前

道路標識等により歩道通行できるとされている場合

改正後

道路標識等により歩道通行できるとされている場合

+

運転者が児童、幼児等の場合

車道又は交通の状況からみてやむを得ない場合

② 乗車用ヘルメットに関する規定

児童・幼児（13歳未満の者）を保護する責任のある者は、児童・幼児を自転車に乗車させるときは、乗車用ヘルメットをかぶらせるよう努めなければなりません。



③ 地域交通安全活動推進委員に関する規定

地域交通安全活動推進委員（交通ボランティア）の活動内容に、「自転車の適正な通行方法についての啓発活動」を追加。